## 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第2章 管理体制 (文書管理者) 第5条 本学に、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置き、課等の長及び国立大学法人東京農工大学事務組織規程第15条に規定する課長をもって充てる。	本則 第2章 管理体制 (文書管理者) 第5条 本学に、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者を置き、課等の長及び国立大学法人東京農工大学事務組織規程第20条の2に規定する特定の職務を担当する課長及び室長をもって充てる。 2 (略)	事務局又は課等 に、特定の職務を 担当する課長及び 室長を置くことが できるようにした ことに伴う改正

附 則(令和3年10月11日規程第47号)

この規程は、令和3年10月11日から施行し、令和3年10月4日から適用する。